

しゅうしょく ともな
**留学生の就職に伴う在留資格
(ビザ)**

令和3年7月10日

新潟県外国人材受入サポートセンター管理責任者
新潟県行政書士会国際業務委員長
南 直人

はたら

働くためのビザ（在留資格）の基本

日本で働くためには、働くためのビザ（在留資格）に変更する必要があります。

ぎじゆつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の場合

1. 理系の仕事	技 術
2. 文系の仕事	人文知識
3. 通訳、翻訳、 <small>つうやく ほんやく</small> 語学 <small>ごがく しどう</small> の指導	国際業務



じょうけん 条件

1 学歴

- ・ 大学、短期大学、高等専門学校などを卒業
- ・ 専門学校を卒業（勉強した内容と仕事の内容に直接のつながりが必要）

2 給料

- ・ 日本人と同じかそれ以上の給料

留学生在卒業後、仕事をする場合、
在留資格を変更する必要があります。



① 「技術」 カテゴリー ～ 理系の場合

当てはまる仕事

大学などで勉強したり実際に仕事をして学んだ、専門的技術や知識が必要な理系の仕事

ポイント

- ・ 専門的技術や知識は、単に経験から学んだだけでなく、学問的・体系的に得たものである必要
- ・ 専門分野：理学、工学、化学、地質学、情報学、農学、建築学など
- ・ 具体例：工学を学んでSE、プログラマー、機械設計・技術開発など
- ・ 単純労働の仕事は当てはまらない（機械の組立て作業など）

同じように、現場での仕事は不許可になりやすい

管理指導者・技術開発部門・設計等をメインとしている必要



② 「人文・知識」 カテゴリー ～ ^{ぶんけい}文系の場合

当てはまる仕事

大学などで勉強したり実際に仕事をして学んだ、^{せんもんてきちしき}専門的知識が必要な文系の仕事

ポイント

- ・ 専門的知識は、単に経験から学んだだけでなく、学問的・体系的に得たものである必要
- ・ 専門分野：語学、文学、教育学、社会学、法学、経済学、経営学など
- ・ 具体例：経済、経営学を学んで総合職、営業、マーケティングなど
社会学を学んで貿易担当者など
日本文学を学んで建設業の営業職などは当てはまらない
- ・ 単純労働の仕事は当てはまらない
- ・ 具体的な職種例：総務、経理、マーケティング、企画、生産管理、品質管理など



③ 「国際業務」 カテゴリー

当てはまる仕事

大学などで勉強したり実際に仕事をして学んだ、外国の文化に基づく考え方・感じ方が必要な仕事

ポイント

- ・ 外国の文化に基づく考え方・感じ方は、単に外国人であるということではなく、専門的能力が必要

- ・ 具体例：

ほんやく つうやく ごがく しどう じつむけいけんふよう
翻訳、通訳、語学の指導（大学卒業者は実務経験不要）

こうほう せんでん かいがいとりひきぎょうむ ふくしょく しつないそうしょく
広報、宣伝、海外取引業務、服飾・室内装飾のデザイン、商品開発など
（3年以上の実務経験が必要）



ビザ変更のポイント 1



仕事と学校で学んだこととの^{かんれんせい}関連性

本人が大学で学んだ^{せんもんぶんや}専門分野と会社で予定する仕事につながりが必要

- ① 予定している仕事は本当にあるか？
- ② ^{やと}雇うだけの^{しごとりょう}仕事量はあるか？
- ③ 仕事に専門性があるか？

^{たんじゅんろうどう}※ 単純労働のような業務は認められません。

※ ^{いちばんじゅうよう}一番^{しんさ}重要な審査ポイントです。



ビザ変更のポイント 1 続き



関連性の具体例

不許可原因 第1位・・・“大学等での専攻と職務内容の不一致”
せんこう しょくむないよう ふいっち

- ・ 実務経験がある外国人に比べると、実務経験がない新卒留学生は、大学等で学んだ専門分野と会社で予定している仕事との関連性がより重視されます。
じつむけいけん
- ・ 会社が「職務内容説明書」を作成し、留学生の専攻科目と仕事の関連性を説明するよう求められることが多いです。
しょくむないようせつめいしょ

～事例紹介～

教育学部を卒業し、ソフトウェア会社に内定が決まりプログラマーとして申請したところ、「どのような職務内容なのか」「なぜ教育学部出身の学生がその職務を行うのか」などについて追加説明を求められた。

対応追加書類では、成績証明書から統計学を専攻していたことから、ビッグデータ分析には統計学を学んだことが関連性があるとして、統計プログラミング実習資料を添付し、企業の業務との関連性を説明し許可された。

ビザ変更のポイント 2



会社の事業の継続性・安定性

給料が日本人と同額以上

かいしゃ じぎょう あんてい ひつよう
① 会社の事業が安定している必要

けっさん うりあげ ほんしつ けいじょう けいぞく
決算で、売上が少なかったり、損失を計上したりしている場合、継続・安定した活動が見込めないと判断される可能性があります。

② 外国人の給料が日本人と同じかそれ以上である必要

きゅうだいちょう きゅうよきてい
給与台帳、給与規定などの提出を求められることもあります。

入管が考える給料の原則とは・・・

給料＝基本給＋賞与

ふようてあて つうきんてあて じゅうたくてあて
(扶養手当、通勤手当、住宅手当、
食事手当などは含まない)

ビザ変更のポイント 3



本人の素行^{そこう}

大学等に通っている間の素行もチェックされる

① 資格外活動（アルバイト）

- ・ 週28時間以内とされるアルバイト時間を大幅に超えて働いていなかったか？

② 学校の出席率

- ・ せいせきしょうめいしょ成績証明書やしゅつせきりつ出席率のしょうめいしょ証明書を求められます。
あまりにも出席率などが低い場合、その理由書を求められます。



「技術」 カテゴリー 許可事例

- ・ 電気工学科を卒業した者が、日本のTV・光ファイバー通信・
コンピュータLAN等の電気通信設備工事等の電気工事の
設計・施工を業務内容とする企業との契約に基づき、工事施工
図の作成、現場職人の指揮・監督等に従事するもの
- ・ 建築工学を専攻して日本の大学を卒業し、日本の建設会社との
契約に基づき、月額約40万円の報酬を受けて、建設技術の基
礎及び応用研究、国内外の建設事情調査等の業務に従事するもの
- ・ 社会基盤工学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、同大学
の生産技術研究所に勤務した後、日本の土木・建設コンサルタン
ト会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、土木
及び建築における研究開発・解析・構造設計に係る業務に従事す
るもの

「人文知識」 カテゴリー 許可事例

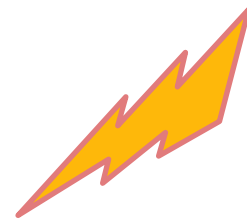
- ・ 母国の大学を卒業した後、日本の語学学校ごがくがっこうとの契約に基づき、月額約25万円の報酬ほうしゅうを受けて、語学教師としての業務に従事するもの
- ・ 母国において会計学かいけいがくを専攻せんこうして大学を卒業し、日本のコンピュータ関連・情報処理会社かんれん じょうほうしりやがいしゃとの契約けいやくに基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の海外事業本部じぎょうにおいて母国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの
- ・ 国際コミュニケーション学科において、コミュニケーションスキル、応対研修おうたいけんしゅう、異文化コミュニケーション、キャリアデザイン、観光サービス論等を履修した者が、人材派遣、人材育成、研修サービス事業を運営する企業において、外国人スタッフの応対教育、管理等のマネジメント業務を行うもの

「国際業務」 カテゴリー 許可事例

- ・ 母国において経営学を専攻して大学を卒業した後、日本の食料品・雑貨等輸入・販売会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、母国との取引業務における通訳・翻訳業務に従事するもの
- ・ 母国においてこくさいかんけいがく経済学、国際関係学を専攻して大学を卒業し、日本の自動車メーカーとの契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、母国と日本との間のしえんぎょうむマーケティング支援業務として、市場、ユーザー、じどうしゃゆにゅうどうこう自動車輸入動向の調査実施及び自動車のはんばいかんり販売管理・じゅきゅうかんり需給管理、げんちはんばい現地販売店とのれんけいきょうかどう連携強化等に係る業務に従事するもの

“技術・人文知識・国際業務”

店舗で働くためのポイント



(1) コンビニ、流通業(大企業)で働く場合・・・

- ・ 2つ以上の店舗を管理すること。

※1店舗だけ、1売場だけの管理では許可されません。

(2) 家電量販店、免税店、一部の携帯電話販売店で働く場合・・・

- ・ 多くの訪日客に対応すること。

※訪日客が少ないと許可されません。

(3) 研修で1～2年店舗で働く場合・・・

- ・ 研修のあと、本社で働くことが決まっていること。

※本社勤務が研修結果で決まる場合は許可されません。

在留資格「特定活動告示46号」

日本の大学・大学院を卒業した外国人留学生は、一定の条件の下、これまで禁止されていた製造業の単純労働や飲食店、小売店など販売スタッフ職に従事できるようになりました。

～条件～

- ① 常勤（フルタイム）雇用
アルバイト・パート・派遣→→ ×
- ② 日本の大学、日本の大学院を卒業・修了し学位を持っている
中退者・海外の大学卒・短大・専門学校卒→→ ×
- ③ 日本語能力試験“N1”又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上
大学・大学院で「日本語」を専攻・卒業→→ ○
- ④ 日本人と同等額以上の報酬
昇給面を含め、日本人大卒者・院卒者と同等額以上の報酬
- ⑤ 日本語を使ったコミュニケーションを要する業務
例)・実習生などの外国人社員と日本人をつなぐ「翻訳・通訳」の要素がある業務
※日本語を使ってコミュニケーションをする単純労働のみ→→ ×
- ⑥ 日本の大学・大学院で学んだ広い知識と応用的能力を活用する業務
日本で学んだ知識を背景とする業務が一定水準以上含まれていること、または将来的にそのような業務に従事することが見込まれていることが必要



「特定活動告示46号」具体例

○**飲食店**に採用され、店舗において外国人客に対する通訳を兼ねた接客業務せっきゃくを行うもの
(それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む。)

※皿洗いや清掃せいそうのみ→→×

○**工場のライン**において、日本人従業員から受けた指示を技能実習生や他の外国人従業員がいくじんじゅうぎょういんに対し外国語で伝達・指導でんたつ しどうしながら、自分もラインに入って業務を行うもの

※ラインで指示された作業のみ→→×

○**小売店**において、仕入れや商品企画等と併せ、通訳を兼ねた外国人客に対する接客販売業務せっきゃくはんばいを行うもの(それに併せて、日本人に対する接客販売業務を行うことを含む。)

※商品の陳列・店舗清掃ちんれつ てんぽせいそうのみ→→×

○**ホテルや旅館**において、翻訳業務ほんやくを兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業かいせつ こうしんを行うものや、外国人客への通訳(案内)、他の外国人従業員への指導を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの(それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む。)

※客室清掃のみ→→×

○**介護施設**かいごにおいて、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、外国人利用者を含む利用者との間のコミュニケーションを図り、介護業務に従事するもの

※清掃や洗濯せんたくのみ→→×

卒業後のビザ（就職する場合）

① 高度専門職1号～Highly Skilled Professional～

こうどせんもんしよく

高度専門職のポイント計算の加点のある一部の大学や大学院卒の就職
（研究機関、金融専門職、高度エンジニアなど）

② 技術・人文知識・国際業務～Engineer/Specialist in Humanities/International Services～

一般大学卒でホワイトカラー職種へ就職

ぎじゅつかいはつ

（技術開発職、マーケティング、翻訳通訳など）



③ 特定活動46号～Designated Activities(Graduate from a university in Japan)～

とくていかつどう

一般大学卒で上記②での就職が難しかった業種へ就職

（飲食チェーンやコンビニFC、ホテル旅館、タクシー会社の正社員など）

④ 特定技能～Specified Skilled Worker～

そうとうていど ちしき けいけん

相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する特定産業(14業種)へ就職

とくていさんぎょう

（外食や宿泊など日本語・実技試験合格）

* 専門学校卒業者含む

卒業後のビザ（就職活動を続ける場合）

卒業までに就職が決まらなかったとき、卒業後も一定期間、在留資格を「特定活動」に変更して就職活動を続けることができます。

ビザ変更：「留学」→→「特定活動」
在留期間6カ月（最長延長1年まで）

ていしゅつしりょう
～提出資料～

大学、大学院又は短期大学を卒業した留学生の場合

①在留中の一切の経費の支弁能力を有する文書

留学生以外の者が、経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を

証明する文書及びその者が支弁に至った経緯を明らかにする文書

②直前まで在籍していた大学の卒業証書又は卒業証明書

③直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

④継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

最後に

外国人留学生の就職については、日本人の就職と^{ちが}違い在留資格に該当する必要性があり、難しい場面が多々あります。就職活動をする前に、よく^{けんとう}検討して活動をしてください。皆様のご健闘をお祈りいたします。

ご清聴ありがとうございました